

ほしのさと 定期巡回 利用料金表

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (1月あたり利用料)

訪問看護サービスを行わない場合

(単位：円)

要介護区分	負担率	1月あたり
要介護1	10%	5,680
要介護2	10%	10,138
要介護3	10%	16,833
要介護4	10%	21,293
要介護5	10%	25,752

訪問看護サービスを行う場合

(単位：円)

要介護区分	負担率	1月あたり
要介護1	10%	8,287
要介護2	10%	12,946
要介護3	10%	19,762
要介護4	10%	24,361
要介護5	10%	29,512

各種加算等

加算等	単位数	備考
特別管理加算 (I)	500 単位 / 月	特別な管理を必要とする利用者で、気管切開など、厚生労働省が定めた状態である場合
特別管理加算 (II)	250 単位 / 月	特別な管理を必要とする利用者で、人工肛門など、厚生労働省が定めた状態である場合
緊急時訪問看護加算	290 単位 / 月	計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行った場合
ターミナルケア加算	2000 単位 / 死亡日	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケア実施
初期加算	30 単位 / 日	利用開始日から 30 日間加算
退院時共同指導加算	600 単位 / 回	退院、退所時に多職種共同で在宅での療養上の指導を行った後、初回の訪問看護を行った場合
サービス提供体制強化加算 (I) イ	640 単位 / 回	介護福祉士の割合が 40% 以上
サービス提供体制強化加算 (I) ロ	500 単位 / 回	介護福祉士の割合が 30% 以上
サービス提供体制強化加算 (II)	350 単位 / 回	常勤の占める割合が 60% 以上
サービス提供体制強化加算 (III)	350 単位 / 回	勤続年数が 3 年以上の割合が 30% 以上
介護職員処遇改善加算	13.7%	介護従業者の賃金水準維持のため
介護職員等特定処遇改善加算	6.3%	介護従業者の賃金水準維持のため